

奈良県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年五月十九日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		名 称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	訪問看護ステーション	名 称	所 在 地		
		廃止した居宅サービスの種類		廃止年月日	
居宅療養管理指導		訪問看護及び介護予防訪問看護	訪問看護	平成二十九年三月三十一日	
奈良ヘルスケアサービス		大和郡山市小泉町八〇八	しあわせ薬局片桐店	大和郡山市新町三〇五―八六	平成二十九年三月三十一日